

I 基本方針

我が国においては、人口減少、少子高齢化の進展、人口の東京圏一極集中による地方の人口減少が一層進行するといった問題のほか、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態に見舞われ、雇用情勢をはじめとする地域経済活動は大きな影響を受けました。

シルバー人材センター事業においても例外ではなく、会員数や契約額が減少するなど大きな打撃を受けており、令和4年度においてもオミクロン株の感染拡大により全国で感染者が急増するなど、引き続き新型コロナウイルス感染症禍の状況を注視していかなければなりません。

このような中ではありますが、シルバー人材センターは、地域の高齢者が事業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、国が進める高齢者就業施策の方向性を踏まえた上で、「人生100年時代」を見据え、地域の特色や実情を考慮し、積極的な取り組みを強化していく必要があります。

現在、全国のシルバー人材センターでは「第2次会員100万人達成計画」について、コロナ前の水準（令和元年度実績）まで会員数を回復させることを目標に取り組んでいるところであり、当センターとしましても会員の確保・増員に向けて女性会員の拡大や就業機会の開拓等の活動を行っていかなければなりません。

当センターは、引き続き、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」等の推進に、取り組むとともに、関係機関及び関係団体との連携を図りながら、会員の協力を得て、会員の確保・増員と就業機会の拡大に努め、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センター事業を積極的に推進して参ります。

II シルバー人材センター事業

1 就業機会提供事業

地域社会に密着した高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な仕事又は軽易な仕事を、家庭、企業、公共団体等から、請負・委託及び派遣の形式で引き受け、これらの仕事を希望する会員に提供します。

2 就業機会確保・雇用サポート事業

(1) 安全・適正就業の推進

安全・安心なシルバー事業の展開を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであることから、会員の就業中、あるいは就業途上の事故の防止に努め、安全対策のなお一層の推進を図ります。

当センターでは、「安全・適正就業委員会」を設置し、就業現場の巡回パトロールなどを通して安全意識の徹底と事故防止の啓発・普及に努めるとともに、法令順守の適正な就業に努めます。

また、会員懇談会や職群班会議等においても、安全・適正就業の徹底を確認し、事故防止に努めます。

更に、会員は、自らの健康状態や能力に応じた仕事を選択し、健康の維持・安全の確保を図りながら就業するものとします。

(2) 普及啓発活動の推進

シルバー人材センター事業の基本理念や仕組み等を地域社会に浸透させ、新規会員の獲得につなげるため、市が発行する「広報ひろさき」への会員募集等の記事掲載、ホームページによる情報発信、毎戸へのチラシ配布のほか、会員によるボランティア活動の実施など普及啓発活動を推進します。

(3) 就業開拓活動の推進

就業開拓活動は、新規会員の獲得と同様、当センターが一丸となって取り組むべき重要な活動であり、「一会員一件」を目標に、会員・役職員がそれぞれの役割に応じて、就業の開拓を推進します。

また、高齢者に、より多様な就業機会を提供し、当センターの魅力を高め、会員を拡大していくため、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に取り組むと共に、人手不足分野及び現役世代を支える分野への派遣、請負等の就業の提案等を行い、就業の開拓を推進します。

併せて、県連合会と連携して各種講習会等を実施し、会員の技術の向上に努めます。

3 弘前市生きがいセンター管理事業

弘前市指定管理者として、弘前市生きがいセンターの管理業務を行います。

(1) 生きがい教室の実施

高齢者の保健福祉の向上を図るため、次の生きがい教室を実施します。

- ① 書道教室
- ② 日本舞踊教室

- ③ 茶道(表千家)教室
- ④ 茶道(裏千家)教室
- ⑤ 健康料理(第1)教室
- ⑥ 健康料理(第2)教室
- ⑦ 健康体操教室
- ⑧ (旧鷹ヶ丘)書道教室
- ⑨ (旧鷹ヶ丘)絵画教室
- ⑩ (旧鷹ヶ丘)俳句教室

(2) 施設の貸与

高齢者の生きがいを積極的に支援し、俳句、謡曲、折り紙、絵手紙、マンドリンアンサンブル、囲碁、太極拳等のサークル活動を行うための施設の貸与業務を行います。

Ⅲ 法人管理事業

1 会員の状況

令和5年度末の会員見込み数 759人

2 会員入会説明会の開催

毎月第1火曜日及び第3金曜日に開催します。また必要に応じて随時での開催もします。

3 諸会議の開催

当センターの事業運営に関して必要な会議を開催します。

- ① 定 時 総 会・・・年1回開催
- ② 理 事 会・・・年5回開催
- ③ 監 査 会・・・年2回開催
- ④ 専門部会(総務部会、事業部会、広報啓発部会)・・・必要の都度開催